

# 旅行相談条件書



※この書面は旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面です。旅行相談契約が成立した場合は同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

## 1. 旅行相談契約

この契約は、日通旅行株式会社（東京都港区新橋1-5-2 観光庁長官登録旅行業第1937号）の支店（以下「当社」といいます。支店名及び所在地はパンフレット等に明記します）が、お客様の依頼に基づき旅行計画作成のための助言、旅行日程表の作成及び作成した日程の旅行を行うにあたり必要な費用の見積り、その他旅行に関する情報の提供などの旅行に関する相談を引き受ける契約（以下、「旅行相談契約」といいます。）をいいます。

## 2. 旅行相談契約の申込み

旅行相談契約を申込みとするお客様は、当社所定の申込書に必要事項を記入し提出いただけます。

## 3. 旅行相談契約の成立時期

- 旅行相談契約は、当社が前項の契約の締結を承諾し、申込書を受理したときに成立いたします。なお、当社は、申込書の提出を受けることなく、契約を成立させる場合があります。
- 旅行相談契約が成立したときは、当社は相談内容、旅行相談料金の額、そのお支払方法を記載した書面をお客様に交付いたします。
- 当社は、以下の場合は旅行相談契約の締結に応じないことがあります。
  - お客様の相談内容が公序良俗に反し、若しくは旅行地において施行されている法令に違反するおそれがあるものであるとき。
  - お客様が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき。
  - お客様が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
  - お客様が、風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
  - その他当社の業務上の都合があるとき。

## 4. 旅行相談料金とその支払時期

- 旅行相談料金は契約書面及び別紙（旅行業務取扱料金表）に明示いたします。
- 旅行相談料金は当社が契約書面に記載した日までにお支払いいただけます。

## 5. 契約の解除

当社は、お客様が3項(3)の②から④までのいずれかに該当することが判明したときは、旅行相談契約を解除することがあります。

## 6. 当社の責任

- 当社は本契約の履行にあたって、当社の故意または過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の日から起算して6ヶ月以内に当社に対して通知があったときに限ります。
- 当社は当社が作成した旅行の計画に記載した運送・宿泊機関等について、実際に手配が可能であることを保証するものではありません。従って満員などの事由により、運送・宿泊機関等との間で当該機関が提供するサービスを楽しむ契約が締結できなかったとしても当社は責任を負いません。

## 7. 旅行相談契約約款について

この条件書に定めのない事項は、当社旅行業約款（旅行相談契約の部）によります。当社旅行業約款は、当社ホームページからご覧になることができます。

ホームページ URL : <http://www.nittsu-ryoko.co.jp/>

## 8. 個人情報の取扱について

- 当社は、旅行相談業務の履行に際して知り得たお客様の個人情報はお客様との間の連絡のために利用させていただきます。
- 当社の個人情報の取扱に関する方針については、当社の店頭またはホームページでご確認願います。

ホームページ URL : <http://www.nittsu-ryoko.co.jp/>